

令和6年度
諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業

補助制度のご案内

【問合せ先】

諫早市 建築住宅課（別館4階）

〒854-8601

長崎県諫早市東小路町7-1

電話番号：0957-22-1500

FAX 番号：0957-22-9146

E-MAIL：kenchiku@city.isahaya.nagasaki.jp

ホームページ：https://www.city.isahaya.nagasaki.jp

目 次

- 1 諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業・・・・・・・・・・P 1
- 2 補助対象工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 3 申請から補助金の支払いまでの流れ・・・・・・・・・・P 8
- 4 申請などに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
- 5 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11
- 6 住宅リフォームの性能基準について・・・・・・・・・・P13
- 7 申請書類等記入例・・・・・・・・・・・・・・・・P14

1 令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業について

【補助申請のできる方】

- ・市内に住宅を所有しており、かつ、その住宅に居住している方
 - ・補助金の交付の申請をする時点で改修工事を行う住宅を所有し、当該住宅に居住していない者であって、当該住宅に居住することが確実である方
- ※上記の方で、市税等を滞納していないことが条件です。

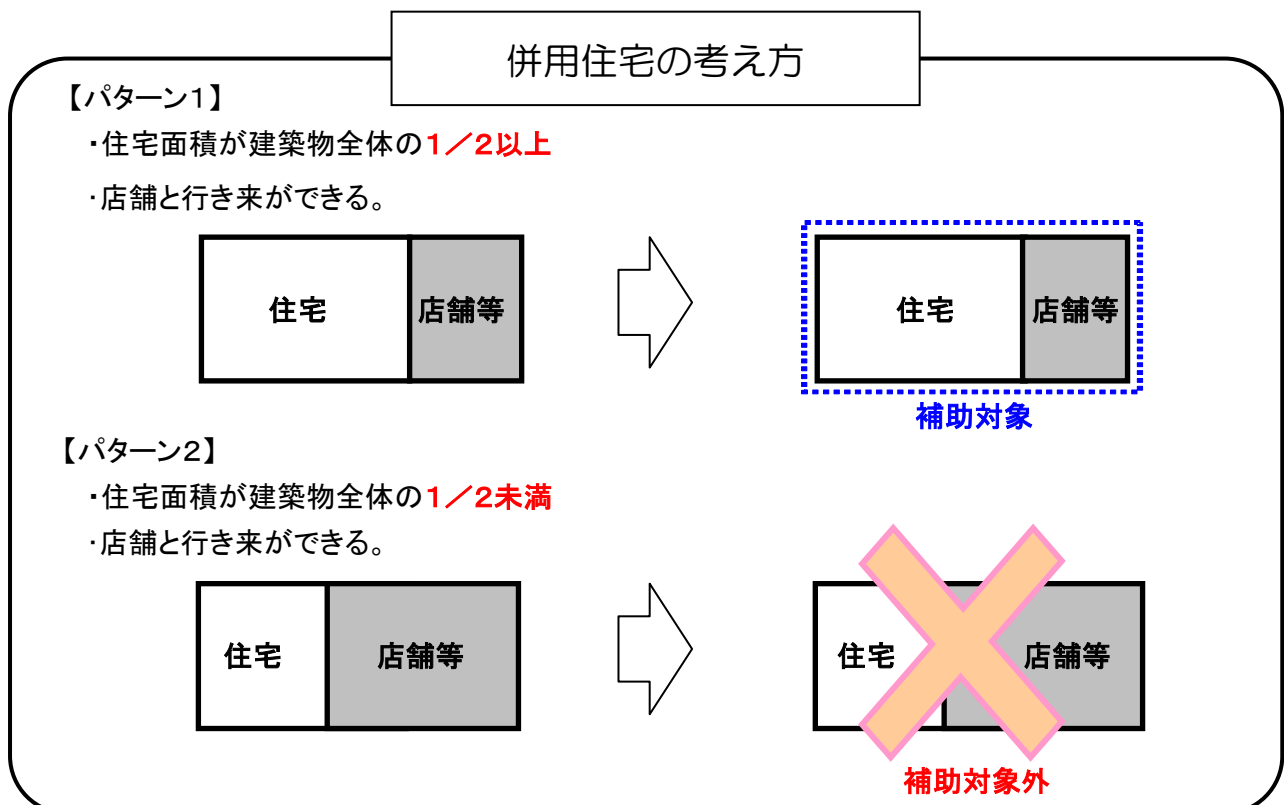
【補助の対象となる住宅】

平成25年度以降に住宅リフレッシュ事業の補助金の交付を受けていないもので、次のいずれかに該当する住宅が対象となります。

- ・一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であるものに限る。）
- ・マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）

【宅配ボックスの加算補助について】

- ・令和3年度から、性能向上リフォーム工事と併せて、宅配ボックスを設置する工事を行った場合に、1万円を加算して支援しています。まずは、事前におたずね下さい。



2【補助対象工事】各工事の補助基準及び審査要件について

① 浴室を改良する工事（増設は不可）

浴室を改良する工事であって、次に該当するもの		
バリアフリーに配慮したユニットバスに取替える工事	<p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下を全て満足するユニットバスに取替える工事。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 設置する浴槽のまたぎ高さが45 cm以下であること (2) 手すりを設置すること（シャワーのガイドレールを兼ねるものを除く） (3) 出入口の段差を小さくすること (4) 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具（レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等）を設置すること <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれに伴って行う給排水設備、電気設備の移設等の工事。 	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前よりバリアフリー化（左列の基準）されたことが確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 ・左列の基準の確認できるカタログ等を添付すること。 <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・またぎ高さの確認は、原則カタログや図面で表示された数値により行うものとする。ただし、メーカーより、またぎ高さの詳細を示す資料の提出がある場合は、その数値を採用することができる。 ・出入口の段差は、脱衣室の床面と浴室の床面の高さの差とする。

② 便所を改良する工事（増設は不可）

便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの		
イ 便器を座便式のものに取替える工事	<p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む）に取替える工事。 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事。 <p>【該当しない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 取り外し可能な腰掛便座への取替え。 	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和式便器を洋式便器に取替えたことが確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 ・カタログ等を添付すること。
ロ 座便式の便器の座高を高くする工事	<p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 便器の取替え等により便器の座高を高くする工事。 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一体工事として座高を高くする工事と併せて行うトイレトーパーホルダーの移設等の工事。 <p>【該当しない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 取外し可能な腰掛便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置。 	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便器の座高が高くなったことが確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 ・カタログ等を添付すること。

③ 台所を改良する工事

台所の流し台を改良する工事であって、次に該当するもの		
車いす等での利用ができるシンク下に空間があるものに取替える工事	<p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の流し台をシンク下にひざが入る等いすに座って炊事ができる流し台に取替える工事。 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一体工事として流し台を取替える工事に伴って行う床材の張替え工事。 <p>【該当しない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 流し台の購入のみは対象としない。 	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 流し台等を取替えたことが確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 • カタログ等を添付すること。

④ 出入口の戸を改良する工事

出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの		
イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	<p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事。 <p>【該当しない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> × アコーディオンカーテンの購入のみは対象としない。 	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 開戸を引戸、折戸等に取り替えたことが確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 • カタログ等を添付すること。
ロ ドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事又は取っ手等を取付ける工事	<p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開戸のドアノブをシングルレバー、バー引き手への取替えなど開閉を容易にするものに取替える工事。 ○ 転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とした取っ手等（手すりを含む）を取付ける工事。 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一体工事として取っ手等（手すりを含む）を取付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事。 <p>【該当しない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 取付けに当たって工事（ネジ等で取付ける簡易なものを含む）を伴わない取っ手等（手すりを含む）の取付け。 	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 開戸の開閉が容易になったことを確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 • 転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することが確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 • カタログ等を添付すること。

⑤ 生活動線上の段差解消や動作補助手すりの設置など、住戸内の円滑で安全な生活が行えるように改良する工事

<p>便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの</p>		
<p>イ 廊下と居室、居室間及び玄関等の段差を小さくする工事</p>	<p>【付帯工事】</p> <p>○ 一体工事として床の材料の取替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事。</p>	<p>【写真／図面等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費の算定に必要な施工面積が分かる図面を添付すること。 ・下地材も併せて施工する場合、下地材もF☆☆☆☆材や天然材とすること。 ・段差解消したことが確認できる工事前後の写真を添付すること。
<p>ロ 手すりを設置する工事</p>	<p>【基準】</p> <p>○ 廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面(脱衣)所等へ手すりを設置する工事。</p> <p>【付帯工事】</p> <p>○ 一体工事として行う下地の補修や補強等の工事。</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費の算定に必要な施工箇所が分かる図面を添付すること。 ・下地材も併せて施工する場合、下地材もF☆☆☆☆材や天然材とすること。 ・工事前後の写真を添付すること。 ・手すりのカタログ等を添付すること。

⑥ 住宅の断熱改修工事

<p>屋根又は天井、壁、床及び開口部の断熱性能を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの</p>		
<p>イ 住宅全体(屋根又は天井、壁、床及び開口部)断熱改修工事</p>	<p>【基準】</p> <p>○ 住宅全体の断熱改修を行う場合は、省エネ等級3相当の断熱工事。</p> <p>※屋根又は天井、壁及び床に一定量の断熱材の施工が必要。</p> <p>※開口部は、必要に応じた仕様の建具の施工が必要。</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費の算定に必要な施工面積が分かる図面を添付すること。 ・下地材も併せて施工する場合、下地材もF☆☆☆☆材や天然材とすること。 ・カタログ等を添付すること。
<p>ロ 住宅の部分的断熱改修工事</p>	<p>【基準】</p> <p>○ 屋根又は天井、壁及び床の部分的な断熱改修を行う場合は、省エネ等級4相当の断熱工事。</p> <p>※屋根又は天井、壁及び床に一定量の断熱材の施工が必要。</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費の算定に必要な施工面積が分かる図面を添付すること。 ・下地材も併せて施工する場合、下地材もF☆☆☆☆材や天然材とすること。 ・カタログ等を添付すること。
<p>ハ 住宅の部分的な開口部(窓)の断熱改修</p>	<p>【基準】</p> <p>○ 断熱性能のある窓・ガラスへの取替工事。</p> <p>※ペアガラスの設置、二重サッシへの改修工事、内サッシの設置。</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断熱性能のある窓やガラス等に取り替えたことが確認できる工事前後の写真を添付すること。 ・断熱性能が確認できるカタログ等を添付すること。

⑦ 外壁・屋根の断熱・遮熱塗装工事

外壁及び屋根の断熱・遮熱効果のある塗料材での塗り替え工事		
イ 外壁及び屋根の塗装工事	<p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 断熱・遮熱効果のある塗料材での塗り替え工事。 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事に必要な仮設足場等。 <p>【該当しない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 「断熱」・「遮熱」効果が表示されていない塗料での塗り替え。 × カタログ等に表示される塗料の標準必要使用量に満たない工事。 × 屋根面以外の破風板、軒下など木部等の塗り替え工事。 	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費の算定に必要な施工面積が分かる図面を添付すること。 ・使用する塗料材に「断熱」・「遮熱」効果が確認できるカタログ等を添付すること。 ・カタログに示される標準使用量を塗布したことが確認できる写真を添付すること。 <p>※現場搬入時に塗料の必要缶数と塗布後の空き缶数の確認。</p> <p>※納付書との数量が一致すること。</p>

⑧ 屋根の葺き替え工事

屋根の葺き替え工事		
イ 耐風瓦への葺き替え工事	<p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐風瓦（防災瓦）での葺き替え工事。 ※建物全体を葺き替える場合に限る。 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事に必要な仮設足場等。 <p>【該当しない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 部分的な補修工事。 	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費の算定に必要な施工面積が分かる図面を添付すること。 ・葺き替えたことが確認できる工事前後の写真を添付すること。 ・使用する瓦材に「耐風、防災」効果が確認できるカタログ等を添付すること。

⑨ 窓・ガラス取替え工事

安全性能向上のための窓・ガラスの取替え工事		
イ 安全性向上のための取替え工事	<p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の窓ガラスの安全性の向上を図るために行う取替え工事。 ※合わせガラス、網入ガラス、強化ガラスへの取替え。 	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費の算定に必要な施工面積や施工箇所が分かる図面を添付すること。 ・取替えたことが確認できる工事前後の写真を添付すること。 ・使用する材料の安全性向上効果が確認できるカタログ等を添付すること。

* 工事前写真、図面及びカタログ等は交付申請時（又は計画変更申請時）に添付して下さい。

* 工事中写真、工事後写真は完了実績報告時に添付して下さい。

【補助額】

補助対象工事に該当する工事費の合計が『50万円』以上となる場合に、一律『10万円』を助成します。

【加算補助】

住宅性能向上リフォーム工事と併せ、下記工事を行う場合に補助します。

○下水道へ接続する工事

◆汲取便所を水洗便所に改修し、下水道へ接続する工事は、3万円補助。

◆浄化槽を廃止し下水道へ接続する工事は、2万円補助。

※下水道への接続工事は、性能向上対象外工事です。

○宅配ボックスを設置する工事

◆宅配ボックスを設置する工事 1万円補助。

※ただし、ボックスが容易に動かすことができないように、アンカー等で固定する工事に限ります。

単に置くだけのものは対象外です。

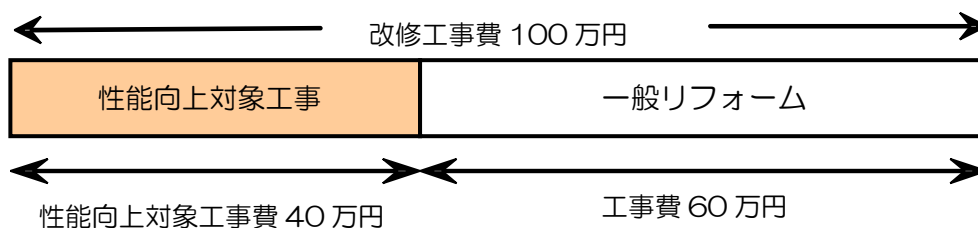
※宅配ボックスを設置する工事は、性能向上対象外工事です。

■加算補助工事については、完了実績報告時に下記の写真を添付して下さい。

- 施工前の写真
- 施工中の写真
- 完成の写真

◆（注意）補助の対象とならない場合

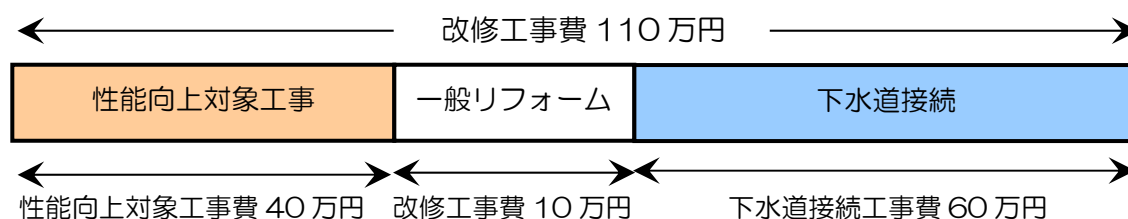
例 1) 全体の改修工事費は 50 万円以上だが、対象工事費が 50 万円未満の場合



●上記の場合は、改修工事費 100 万円のうち性能向上対象工事費を 40 万円含んでいるが、対象工事費が 50 万円未満となるため、すべて補助対象とならない。

- ・性能向上対象工事 : 40 万円 < 50 万円 NG
 - ・一般リフォーム : 60 万円
- } すべて補助対象外

例 2) 下水道接続工事を含む全体の改修工事費は 50 万円以上だが、対象工事費が 50 万円未満の場合

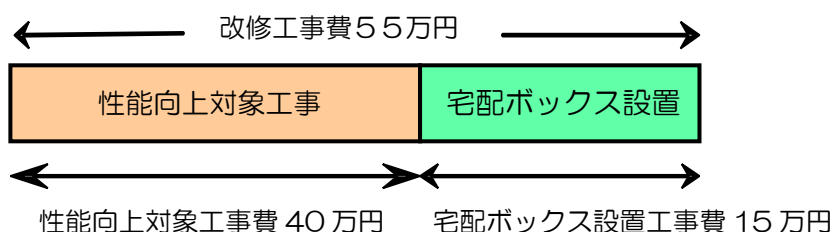


●上記の場合、改修工事費 110 万円のうち性能向上対象工事費 40 万円含んでいるが、対象工事費が 50 万円未満であるため、補助対象とならない。

さらに、下水道接続工事分のみは補助対象とならない。

- ・性能向上対象工事 : 40 万円 < 50 万円 NG
 - ・一般リフォーム : 10 万円 補助対象外工事
 - ・下水道接続工事 : 60 万円 接続工事は性能向上補助対象外
- } すべて補助対象外

例 3) 宅配ボックス設置工事を含む全体の改修工事費は 50 万円以上だが、対象工事費が 50 万円未満の場合

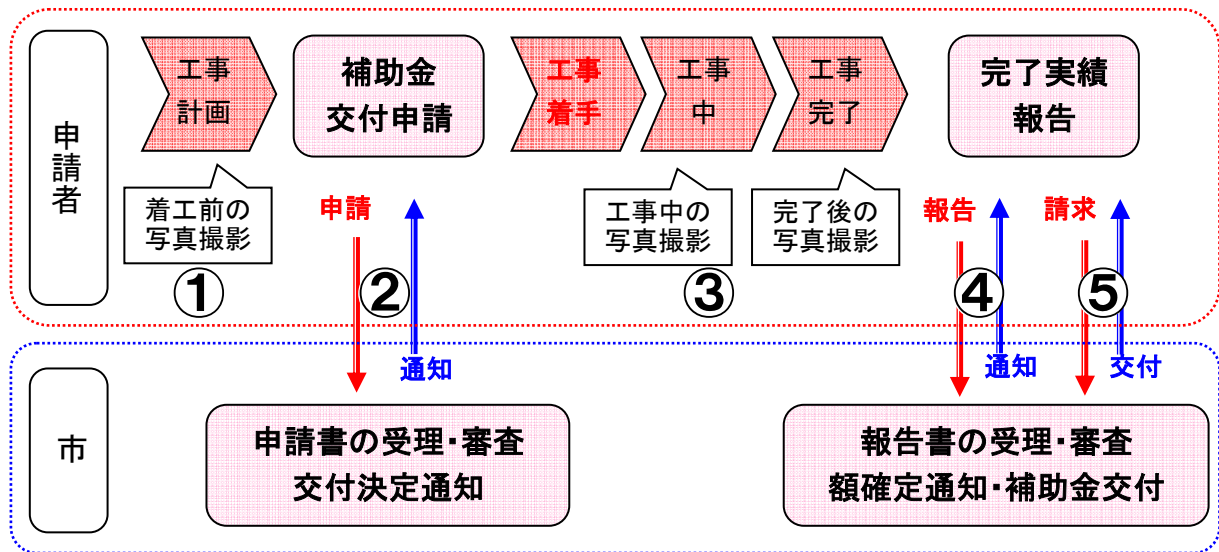


●上記の場合は、改修工事費 55 万円のうち性能向上対象工事費を 40 万円含んでいるが、対象工事費が 50 万円未満となるため、すべて補助対象とならない。

- ・性能向上対象工事 : 40 万円 < 50 万円 NG
 - ・宅配ボックス設置工事 : 15 万円 設置工事は性能向上補助対象外
- } すべて補助対象外

3 申請から補助金支払までの流れについて

◆参考フロー図



①リフォームに関する工事計画を立てます。

- ・申請者は、リフォーム工事を行う施工業者を決め、見積書を取るなどします。
※見積もりについては、複数業者から徴取することをお勧めします。
- ・リフォーム工事を行う部分の写真（着工前の写真）を撮ります。

②申請書類の準備及び提出をします。

- ・申請者は、各種必要書類を用意し「補助金交付申請書」に必要事項を記入します。
※申請書類などの各申請書式類は、下記URLからダウンロードできます。

<http://www.city.isahaya.nagasaki.jp>

- ・申請については、諫早市建築住宅課に申請書類を提出してください。

【受付期限：12月20日】

※受付期限の前に予算額に到達した場合は、受付を締め切ります。

○申請書の審査後、諫早市から交付決定通知書を交付します。

交付決定通知が交付されると、工事に着手することができます。

③工事中及び工事後の写真撮影等を行います。

- ・申請者は、完了実績報告書に添付の必要な写真を撮ります。補助対象部分が「隠蔽部分」の場合は、忘れずに施工中の写真を撮ってください。

④完了実績報告書類の準備及び提出をします。

- ・完了実績報告書等は、工事の完了後速やかに諫早市建築住宅課へ提出して下さい。
- ・必要に応じて、現場検査を行います。

○申請書の審査（又は現場検査）後、額の確定通知書を交付します。

⑤補助金の請求書の準備及び提出をします。

- ・請求書は、諫早市建築住宅課へ提出して下さい。
- ・指定された口座に、補助金が振り込まれます。

4 申請などに必要な書類について

○交付申請に必要な書類

- ・交付申請書（第1号様式）

【添付書類】

- (1) 受付チェックリスト
- (2) 補助対象工事費確認シート（第1号様式別添1）
- (3) 工事内容の確認シート（第1号様式別添2）
- (4) 手続を代理人が行う場合は委任状（第2号様式）
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (6) 補助対象住宅の所有者が確認できるもの（建物全部事項証明書、固定資産税納税通知書の写し、家屋台帳の写しなど）
※住宅の所有が共有名義となっている場合
→工事承諾書（共有名義人の承諾が必要）
- (7) 案内図（※下水道供用開始区域であるかの確認）
- (8) 工事内訳明細（工事を行う部分の性能向上内容が確認できるもの）を示した見積書
※会社の代表者印を押印したもの
- (9) 現況写真（外観4面がわかるもの、住宅性能の向上に係る改修工事の部分、部位及び設備ごとに着工前の状況を撮影したもの）
- (10) 性能向上の内容が確認できる図書（使用材料や商品のカタログ等）
- (11) 平面図（間取りがわかるもので改修内容を明記したもの） ※必要な場合は立面図
- (12) 市税及び国民健康保険の完納証明書
※市外に居住されている方は、現在居住している自治体の市区町村民税及び国民健康保険料の完納証明書
- (13) その他市長が必要と認める書類

○計画変更申請に必要な書類

- ・変更交付申請書（第4号様式）

【添付書類】

- (1) 各種公的補助等の申請に関する申出（第4号様式別添 裏面）
- (2) 補助対象工事費確認シート（第1号様式別添1）
- (3) 見積書等で変更内容を示し、かつ、変更額がわかるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

○完了実績報告に必要な書類

- ・完了実績報告書（第7号様式）

【添付書類】

- (1) 工事写真（住宅性能の向上に係る改修工事の部分、部位及び設備ごとに施工中及び完成の状況を撮影したもの）
※工事写真には表紙（施工者の会社名、代表者名と代表者の印を押印したもの）を添付して下さい。
- (2) 領収書又は請求書の写し
- (3) 納品書等（工事を行った部分の性能向上が確認できるもの）
- (4) 諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業アンケート（利用者用・施工者用）
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 注意事項

◆補助対象とならないものについて

- 新築住宅
- 増築工事を伴うリフォーム工事
- 賃貸用住宅
- 施工中または終了したリフォーム工事
- 交付決定通知が発行される前に、リフォーム工事に着手したもの
※事前の申請をし、交付決定を受ける必要があります。
- 交付決定後に仕様の変更をする場合には、事前の変更申請が必要です。
※変更申請を行わない仕様変更は、事前着工とみなします。
- 住宅以外の建物を住宅用途にするリフォーム工事
- リフォーム工事の「着工前、施工中、完成後の写真」が不足し、工事内容が確認できないもの
※補助の対象にならないことがありますので、撮り忘れの無いようにして下さい。
※「写っていない。」「撮っていない。」「データが消えた。」は理由になりませんので、内容が確認できるように、写真の管理はこまめに整理し、管理してください。
- 申請は1住宅につき1回限りです。
- 改修後に、その住宅に居住しない場合補助対象となりません。その場合、補助金返還を求めることとなります。
- 市外に本店を有する法人又は市外に住所を有する個人事業者が行うリフォーム工事

【他の補助事業を併用する場合の注意点】

- 他のリフォーム補助金を併用する場合は、単純な金額での区分だけでなく、対象工事を明確に区分できるものであること。
- 他のリフォーム補助金の対象工事額を引いた残りの工事費が性能向上対象工事50万円以上となる場合に本事業の対象となる。

※他事業の補助を併用する場合における「第1号様式 別添1」の記載例

~~~~~

各種公的補助等の申請に関する申出

■平成25年度以降住宅リフレッシュ事業の補助金の交付は受けておりません。

申請する工事において、他の公的補助等の申請はありません。(予定を含む。)

■他の公的補助等の申請(予定)状況は下記のとおりです。

|                                                                                                                                                                                  | 番号 | 公的補助等の区分      |            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------|------------|
| ■                                                                                                                                                                                | 2  | その他、国等の補助金交付等 |            |
|                                                                                                                                                                                  |    | 補助名称          | ●●リフォーム補助金 |
|                                                                                                                                                                                  |    | 工事内容          | 段差解消、便所の改修 |
| □                                                                                                                                                                                | 3  | その他、国等の補助金交付等 |            |
|                                                                                                                                                                                  |    | 補助金交付等        |            |
| <div style="background-color: yellow; padding: 5px;">                     他のリフォーム補助金の工事内容を明示<br/>                     ※P16の記載例の _____ 部の概要と重複しての申請はできません。                 </div> |    |               |            |
| □                                                                                                                                                                                | 4  | 補助名称          |            |
|                                                                                                                                                                                  |    | 工事内容          |            |

注) 他の補助事業を併用する場合は、補助対象となる工事部分の重複はできません。

工事費で区分するのではなく、工事内容で区分して重複しないように注意。

上記内容を例とすると、

- リフォーム補助金対象工事の工事内容は、「段差解消、便所の改修」。
- 性能向上事業対象工事の工事内容は、「ユニットバスへの取替え」など。

## 6 住宅リフォームの性能基準について

### ◎住宅全体の断熱改修

- 屋根又は天井、壁、床及び開口部（住宅全体）への**省エネ等級3相当**の断熱工事
  - ※屋根又は天井、壁及び床に一定量の断熱材の施工が必要です
  - ※開口部は、必要に応じた仕様の建具の施工が必要です

### ◎住宅の各部分の断熱改修

- 屋根又は天井、壁、床及び開口部（住宅全体）への**省エネ等級4相当**の断熱工事
  - ※屋根又は天井、壁及び床に一定量の断熱材の施工が必要です
  - ※開口部は、必要に応じた仕様の建具の施工が必要です
- 断熱材の区分（A～F）については、別冊基準表を参照してください。

○交付決定後に改修内容の変更や仕様の変更など、交付決定の内容を変更する場合には、必ず変更申請書を提出し、交付決定変更通知書の交付を受けてください。完了時に変更の報告をされても交付決定前に着手した工事として、補助申請が無効となり、変更した部分だけでなく、申請されたすべての工事が補助対象となりません。（交付決定の取り消し）

## 申請書類等記入例



諫早市長 様

(申請者) 〒854-〇〇〇〇  
 住 所 諫早市東小路町〇-〇〇  
 フリガナ イサハヤ タロウ  
 氏 名 諫早 太郎  
 電話番号 0957 - 〇〇 - 〇〇〇〇

令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業費補助金交付申請書

規則第4条の規定により交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助申請内容

第1号様式 別添の対象工事費のとおり

2 住宅の概要 ※昭和56年以前に建てられた木造戸建て住宅には耐震化の補助があります。

|         |                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住所及び所在地 | 長崎県 諫早市〇〇町 〇-〇                                                                                                                        |
| 種 類     | <input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅※規程第3条(1)に該当するものに限る。 <input type="checkbox"/> マンション             |
| 建設時期    | 昭和・平成〇〇年 〇 月                                                                                                                          |
| 階 数     | <input type="checkbox"/> 平家建て <input checked="" type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て <input type="checkbox"/> ( ) 階建て |

3 施工業者 (予定)

|     |             |       |                        |
|-----|-------------|-------|------------------------|
| 会社名 | 株式会社 長崎工務店  | 所在地   | 〒〇〇〇-〇〇〇〇<br>諫早市〇〇町1-2 |
| 代表者 | 代表取締役 長崎 花子 | 電 話   | 0957-〇〇-〇〇〇〇           |
| 担当者 | 長崎 次郎       | F A X | 0957-〇〇-〇〇〇〇           |

4 工事予定期間

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 工事予定期間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
|--------|---------------------------|

※第1号様式別添及び規程第6条第1項各号に定める書類を添付すること。

補助対象工事費確認シート

| 改修工事の内容（一体工事を含む）                    |                                         | 見積金額（円）<br>（消費税及び地方消費税額込）      |
|-------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------|
| ① 浴室を改良する工事                         | バリアフリーに配慮したユニットバスに取替える工事                |                                |
| ② 便所を改良する工事                         | 便器を座便式のものに取替える工事                        | 378,000                        |
|                                     | 座便式の便器を座高の高い便座ものに取替える工事                 |                                |
| ③ 台所を改良する工事                         | 車いす等での利用が可能なシンク下に空間があるものに取替える工事         |                                |
| ④ 出入口の戸を改良する工事                      | 開戸を引戸、折戸等に取替える工事                        | 149,040                        |
|                                     | ドアノブをレバーハンドル等に取替える工事又は取っ手等を取付ける工事       |                                |
| ⑤ 段差解消や手すりの設置                       | 廊下と居室、居室間及び玄関等の段差を小さくする工事               |                                |
|                                     | 廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面(脱衣)所等へ手すりを設置する工事      |                                |
| ⑥ 住宅の断熱改修工事                         | 住宅全体の断熱改修工事（省エネ等級3相当）                   |                                |
|                                     | 住宅の部分的断熱改修工事（省エネ等級4相当）                  |                                |
|                                     | 住宅の窓の断熱改修（ペアガラスの設置、二重サッシへの改修工事、内サッシの設置） |                                |
| ⑦ 外壁及び屋根の塗装工事                       | 断熱・遮熱効果のある塗料材での塗替工事                     |                                |
| ⑧ 屋根の葺き替え工事                         | 耐風瓦（防災瓦）での葺き替え工事                        | この欄の合計が50万円以上となる場合が補助の対象となります。 |
| ⑨ 窓・ガラスの安全性向上                       | 合わせガラス、網入ガラス、強化ガラスへの取替える工事              |                                |
| ①～⑨までの合計（補助対象額計）<br>（※50万円以上であること。） |                                         | 527,040                        |
| その他<br>一般リフォーム                      | 補助申請対象外工事<br>（他事業で実施するものを含む）            | 669,600                        |
| 総工事額合計<br>（※見積書の総額と合致すること）          |                                         | 1,196,640                      |

各種公的補助等の申請に関する申出

- 平成25年度以降に住宅リフレッシュ事業の補助金の交付は受けておりません。
- 申請する工事において、他の公的補助等の申請はありません。(予定を含む。)
- 他の公的補助等の申請(予定)状況は下記のとおりです。  
(下水道接続加算補助、宅配ボックス設置加算補助分を含む。)

|   | 番号 | 公的補助等の区分                                                          |                                                                                                                                                                                                              |
|---|----|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| □ | 1  | 諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業(加算補助分)<br>※補助対象となる工事に併せ、下水道接続工事、宅配ボックス設置工事を行う場合 |                                                                                                                                                                                                              |
|   |    | 工事内容                                                              | <input type="checkbox"/> くみ取り便所を水洗便所に改修し、下水道へ接続する工事<br>(3万円補助)<br><input type="checkbox"/> 浄化槽を廃止し、下水道へ接続する工事<br>(2万円補助)<br><input type="checkbox"/> 宅配ボックスを設置する工事<br>(1万円補助)<br>(容易に動かすことができないよう固定されたものに限る) |
| ■ | 2  | その他、国等の補助金交付等                                                     |                                                                                                                                                                                                              |
|   |    | 補助名称                                                              | ●●リフォーム補助金                                                                                                                                                                                                   |
|   |    | 工事内容                                                              | 段差解消、手すりの設置                                                                                                                                                                                                  |
| □ | 3  | その他、国等の補助金交付等                                                     |                                                                                                                                                                                                              |
|   |    | 補助名称                                                              |                                                                                                                                                                                                              |
|   |    | 工事内容                                                              |                                                                                                                                                                                                              |
| □ | 4  | その他、国等の補助金交付等                                                     |                                                                                                                                                                                                              |
|   |    | 補助名称                                                              |                                                                                                                                                                                                              |
|   |    | 工事内容                                                              |                                                                                                                                                                                                              |
| □ | 5  | その他、国等の補助金交付等                                                     |                                                                                                                                                                                                              |
|   |    | 補助名称                                                              |                                                                                                                                                                                                              |
|   |    | 工事内容                                                              |                                                                                                                                                                                                              |

令和3年度から、加算補助に「宅配ボックスの設置工事」を追加しました

他の補助金を利用する場合で、他の補助対象事業費内で行う工事内容の記入。  
※表面の工事内容と重複はできません。

記入方法等

- 1) 申請(予定)の有無について□のいずれかにチェックすること。
- 2) 「有」の場合は、工事内容欄等に内容を記載すること。

第1号様式 別添2

工事内容の確認シート

申請者名： 謙早 太郎

| 工事区分     | 改修内容                      |                                                                                                 |                               |                   | 特記事項                      |                                                                              |               |               |
|----------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| ①        | □ 浴室の改修<br>ユニットバス<br>商品名： | 現在の浴槽跨ぎ高さ                                                                                       |                               | 改修後の浴槽跨ぎ高さ        | mm                        | 設置する浴槽の跨ぎ高さが小さくなる工事（45cm以下）<br>シャワーガイドレール兼用不可<br>段差を小さくする<br>高齢者等の身体洗浄が容易な仕様 |               |               |
|          |                           | 手摺の設置の有るか                                                                                       |                               | 改修後の手摺設置          | □ 有 □ 無                   |                                                                              |               |               |
|          |                           | 現在の出入口段差                                                                                        | cm                            | 改修後の段差            | cm                        |                                                                              |               |               |
|          |                           | 水栓器具の仕様                                                                                         | □ レバー式 □ プッシュ式 □ その他（具体的に： 式） |                   |                           |                                                                              |               |               |
| ②        | □ 便所の改修                   | 現在の便所の方式                                                                                        | □ 和式 □ 洋式                     | 改修後の便所の方式         | □ 和式 □ 洋式                 | 和式から洋式への取替工事                                                                 |               |               |
|          |                           | 現在の洋式便器座高                                                                                       | mm                            | 改修後の洋式便器座高        | mm                        | 洋式で座高が高いものに取替える工事                                                            |               |               |
| ③        | □ 台所の改修                   | 改修工事内容                                                                                          | 具体的に：                         |                   | 椅子に座りひざが入る空間がある流し台への取替工事等 |                                                                              |               |               |
| ④        | □ 出入口の戸の改良                | 改良を行う場所                                                                                         |                               |                   |                           | 改良を行う場所に面する両側室名称                                                             |               |               |
|          |                           | 現在の仕様の仕様                                                                                        |                               |                   |                           | 戸・折戸への取替工事                                                                   |               |               |
|          |                           | 現在の設置の仕様                                                                                        |                               |                   |                           | レバーへの取替工事<br>手への取替工事                                                         |               |               |
|          |                           | 改良工事                                                                                            |                               |                   |                           | 移動等動作に資する工事                                                                  |               |               |
| ⑤        | □ 段差の解消等                  | 段差解消方法                                                                                          |                               |                   |                           | される両側室名称                                                                     |               |               |
|          |                           | 改修前の                                                                                            |                               |                   |                           | 消されること                                                                       |               |               |
|          | □ 床面の取替え等による解消            | 床面の取                                                                                            |                               |                   |                           | う室名                                                                          |               |               |
|          |                           | 現在の床面仕様                                                                                         |                               | 改修後の床面仕様          |                           | F☆☆☆☆材や天然材であること                                                              |               |               |
|          | □ その他による場合                | 段差解消方法                                                                                          | 具体的に：                         |                   |                           | F☆☆☆☆材や天然材であること                                                              |               |               |
| □ 床面下地補強 | 補強工事があるか                  | □ 有 □ 無                                                                                         | 具体的内容：                        |                   | F☆☆☆☆材や天然材であること           |                                                                              |               |               |
| □ 手すりの設置 | 設置場所                      |                                                                                                 | 手すり仕様： 製                      |                   |                           |                                                                              |               |               |
| ⑥        | □ 住宅全体の断熱改修               | 窓の仕様等                                                                                           | □ガラス単板入りの建具                   |                   |                           | 省エネ等級3相当の断熱工事                                                                |               |               |
|          |                           | 設置場所                                                                                            |                               |                   |                           |                                                                              |               |               |
|          |                           | 断熱材の種類（屋根又は天井）                                                                                  | A-1 A-2 B C D E F             | [材料名]             | 断熱材の厚さ                    |                                                                              | mm            |               |
|          |                           | 断熱材の種類（壁）                                                                                       | A-1 A-2 B C D E F             | [材料名]             | 断熱材の厚さ                    |                                                                              | mm            |               |
|          | □ 床（基礎）の断熱                | 断熱材の種類                                                                                          | A-1 A-2 B C D E F             | [材料名]             | 断熱材の厚さ                    | mm                                                                           | 省エネ等級4相当の断熱工事 |               |
|          |                           | □ 屋根（天井）の断熱                                                                                     | 断熱材の種類                        | A-1 A-2 B C D E F | [材料名]                     | 断熱材の厚さ                                                                       | mm            | 省エネ等級4相当の断熱工事 |
|          |                           | □ 外壁の断熱                                                                                         | 断熱材の種類                        | A-1 A-2 B C D E F | [材料名]                     | 断熱材の厚さ                                                                       | mm            | 省エネ等級4相当の断熱工事 |
| □ 窓の断熱改修 | 窓の仕様等（断熱性能）               | □ガラス単板入りの建具の二重構造<br>□ガラス単板2枚（中間空気層12mm以上）入り建具<br>□複層ガラス（空気層6mm以上）入り建具<br>□ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下のもの |                               |                   | 省エネ等級4相当の断熱工事             |                                                                              |               |               |
|          | 設置場所                      |                                                                                                 |                               |                   |                           |                                                                              |               |               |
| ⑦        | □ 屋根の遮熱塗装等                | 現在の仕様                                                                                           |                               | 改修後の仕様            |                           | 「断熱」「遮熱」効果が確認できるもの                                                           |               |               |
|          | □ 外壁の遮熱塗装等                | 現在の仕様                                                                                           |                               | 改修後の仕様            |                           | 「断熱」「遮熱」効果が確認できるもの                                                           |               |               |
| ⑧        | □ 屋根の葺き替え                 | 現在の仕様                                                                                           |                               | 改修後の仕様            |                           | 耐風瓦（防災瓦）であること<br>全体葺き替えであること<br>※1Fのみ、2Fのみ等は不可                               |               |               |
| ⑨        | □ 窓・ガラス取替え                | 改修場所                                                                                            |                               |                   |                           |                                                                              |               |               |
|          |                           | 現在の仕様                                                                                           |                               | 改修後の仕様            |                           | 合わせガラス、網入ガラス、強化ガラスへの取替え                                                      |               |               |

今回申請する改修内容が変わるように  
 工事区分ごとに□へチェックを入れる  
 とともに必要事項を記載してください

○製品を設置する場合は、製品が特定できる、メーカー名、製品番号、製品名等を記入してください。  
 ○断熱材の性能仕様（A-1～F）については、住宅の省エネルギー基準の解説（第3版）を参照してください。

## 委任状

諫早市長 様

(申請者) 〒 850-0000  
住 所 諫早市東小路町〇-〇〇  
フリガナ イサハヤ タロウ  
氏 名 諫早 太郎  
電話番号 0957 - 〇〇 - 〇〇〇〇

私は、

(代理人の勤務先名) 株式会社 長崎工務店  
(代理人の勤務先住所) 諫早市〇〇町1-2  
(代理人の氏名) 長崎 次郎  
(代理人の電話番号) 090-〇〇-〇〇〇〇

を代理人と定め、下記に関する一切の権限を委任します。

記

委任事項

令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業費補助金申請に関する一切の手続

6 諫建築リ第▲▲▲号

令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業費補助金交付決定通知書

住所 諫早市東小路町〇-〇〇

氏名 諫早 太郎

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業費補助金の交付については、規則第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

諫早市長

印



記

1 交付決定額 ..... 100,000 円

【内訳】 性能向上改修 : 100,000 円  
下水道接続 : 0 円  
宅配ボックス設置 : 0 円

2 住宅の所在地 ..... 長崎県諫早市 東小路町〇-〇〇

3 交付決定の内容 ..... 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業費補助金交付申請書のとおり

4 この補助金は、諫早市補助金交付規則の適用を受けるものであること。

第4号様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

諫早市長 様

(申請者) 〒 854-0000  
 住 所 諫早市東小路町〇-〇〇  
 フリガナ イサハヤ タロウ  
 氏 名 諫早 太郎  
 電話番号 0957 - 〇〇 - 〇〇〇〇

様式第3号の日付及び番号を記載してください。

令和6年 諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業補助金変更交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け6 諫建築リ第▲▲▲号により補助金の交付決定通知がありました住宅性能向上リフォーム工事について、次のとおり変更したいので、諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業費補助金交付規程第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付決定通知

|         |             |        |         |
|---------|-------------|--------|---------|
| 交付決定年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | 交付決定番号 | 第 ▲▲▲ 号 |
| 交付決定額   | 100,000 円   |        |         |

変更有に、チェックをしてください。

2 補助申請内容 (  : 変更有  : 変更無 )  
 第4号様式 別添のとおり

変更がない場合は、記載する必要ありません。

3 施工業者 (  : 変更有  : 変更無 )

|     |  |       |     |
|-----|--|-------|-----|
| 会社名 |  | 所在地   | 〒 - |
| 代表者 |  | 電 話   |     |
| 担当者 |  | F A X |     |

4 工事予定期間 (  : 変更有  : 変更無 )

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 工事予定期間 | 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 |
|--------|-------------------------------|

5 変更理由

対象工事について便所の改修工事を浴室の改修工事に変更するもの。

※ 第4号様式別添及び規程第8条第1項各号

対象工事を変更する場合は、未着手が条件です。この場合も事前着工は、補助対象になりません。

※変更箇所だけでなく、各項目について、変更後の内容をすべて記載してください。

第4号様式 別添

補助対象工事費確認シート ( ■ : 変更有 □ : 変更無 )

| 改修工事の内容 (一体工事を含む)                    |                                          | 見積金額 (円)<br>(消費税及び地方消費税額込)     |
|--------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|
| ① 浴室を改良する工事                          | バリアフリーに配慮したユニットバスに取替える工事                 | 669,600                        |
| ② 便所を改良する工事                          | 便器を座便式のものに取替える工事                         | 便所の改良工事を取り止め<br>浴室の改良工事を追加する場合 |
|                                      | 座便式の便器を座高の高い便座のものに取替える工事                 |                                |
| ③ 台所を改良する工事                          | 車いす等での利用が可能なシンク下に空間のあるものに取替える工事          |                                |
| ④ 出入口の戸を改良する工事                       | 開戸を引戸、折戸等に取替える工事                         | 149,040                        |
|                                      | ドアノブをレバーハンドル等に取替える工事又は取っ手等を取付ける工事        |                                |
| ⑤ 段差解消や手すりの設置                        | 廊下と居室、居室間及び玄関等の段差を小さくする工事                |                                |
|                                      | 廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面(脱衣)所等へ手すりを設置する工事       |                                |
| ⑥ 住宅の断熱改修工事                          | 住宅全体の断熱改修工事 (省エネ等級3相当)                   |                                |
|                                      | 住宅の部分的断熱改修工事 (省エネ等級4相当)                  |                                |
|                                      | 住宅の窓の断熱改修 (ペアガラスの設置、二重サッシへの改修工事、内サッシの設置) |                                |
| ⑦ 外壁及び屋根の塗装工事                        | 断熱・遮熱効果のある塗料材での塗替工事                      |                                |
| ⑧ 屋根の葺き替え工事                          | 耐風瓦 (防災瓦) での葺き替え工事                       |                                |
| ⑩ 窓・ガラスの安全性向上                        | 合わせガラス、網入ガラス、強化ガラスへの取替える工事               |                                |
| ①～⑨までの合計 (補助対象額計)<br>(※50万円以上であること。) |                                          | 818,640                        |
| その他<br>一般リフォーム                       | 補助申請対象外工事<br>(他事業で実施するものを含む)             | 669,600                        |
| 総工事額合計<br>(※見積書の総額と合致すること)           |                                          | 1,488,240                      |



変更無の場合も、当初の内容を記載してください。

各種公的補助等の申請に関する申出（ □：変更有    ■：変更無 ）

■平成25年度以降に住宅リフレッシュ事業の補助金の交付は受けておりません。

□申請する工事において、他の公的補助等の申請はありません。（予定を含む。）

■他の公的補助等の申請（予定）状況は下記のとおりです。

（下水道接続加算補助、宅配ボックス設置加算補助分を含む。）

|                          | 番号                                                   | 公的補助等の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                          |                                       |                          |                            |                          |                                                      |
|--------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------|
| □                        | 1                                                    | 諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業（加算補助分）<br>※補助対象となる工事に併せ、下水道接続工事、宅配ボックス設置工事を行う場合<br><br>工事内容 <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 30px;"><input type="checkbox"/></td> <td>くみ取り便所を水洗便所に改修し、下水道へ接続する工事<br/>(3万円補助)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>浄化槽を廃止し、下水道へ接続する工事 (2万円補助)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>宅配ボックスを設置する工事 (1万円補助)<br/>(容易に動かすことができないよう固定されたものに限る)</td> </tr> </table> | <input type="checkbox"/> | くみ取り便所を水洗便所に改修し、下水道へ接続する工事<br>(3万円補助) | <input type="checkbox"/> | 浄化槽を廃止し、下水道へ接続する工事 (2万円補助) | <input type="checkbox"/> | 宅配ボックスを設置する工事 (1万円補助)<br>(容易に動かすことができないよう固定されたものに限る) |
| <input type="checkbox"/> | くみ取り便所を水洗便所に改修し、下水道へ接続する工事<br>(3万円補助)                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |                                       |                          |                            |                          |                                                      |
| <input type="checkbox"/> | 浄化槽を廃止し、下水道へ接続する工事 (2万円補助)                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |                                       |                          |                            |                          |                                                      |
| <input type="checkbox"/> | 宅配ボックスを設置する工事 (1万円補助)<br>(容易に動かすことができないよう固定されたものに限る) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |                                       |                          |                            |                          |                                                      |
| ■                        | 2                                                    | その他、国等の補助金交付等<br>補助名称    ●●リフォーム補助<br>工事内容    段差解消、手すりの設置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                          |                                       |                          |                            |                          |                                                      |
| □                        | 3                                                    | その他、国等の補助金交付等<br>補助名称<br>工事内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |                                       |                          |                            |                          |                                                      |
| □                        | 4                                                    | その他、国等の補助金交付等<br>補助名称<br>工事内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |                                       |                          |                            |                          |                                                      |
| □                        | 5                                                    | その他、国等の補助金交付等<br>補助名称<br>工事内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |                                       |                          |                            |                          |                                                      |

記入方法等

- 1) 申請（予定）の有無について□のいずれかにチェックすること。
- 2) 「有」の場合は、工事内容欄等に内容を記載すること。

6 諫建築リ第■■■号

令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業の計画変更承認書  
及び諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業補助金交付決定変更通知書

住所 諫早市東小路町〇-〇〇  
氏名 諫早 太郎

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け申請があった令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業費補助金の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、規則第9条の規定により、令和〇〇年〇〇月〇〇日付6 諫建築リ第■■■号の交付決定通知を下記のとおり変更したので通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

諫早市長

印



記

1 変更理由  
第4号様式 のとおり

2 住宅の所在地 長崎県諫早市 東小路町〇-〇〇

3 変更前の交付決定額 100,000 円

4 交付決定額 100,000 円

|      |          |             |
|------|----------|-------------|
| 【内訳】 | 性能向上改修   | : 100,000 円 |
|      | 下水道接続    | : 0 円       |
|      | 宅配ボックス設置 | : 0 円       |

5 この補助金は、諫早市補助金交付規則の適用を受けるものであること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

諫早市長 様

(申請者) 〒 854-0000  
住 所 諫早市東小路町〇-〇〇  
フリガナ イサハヤ タロウ  
氏 名 諫早 太郎  
電話番号 0957 - 〇〇 - 〇〇〇〇

様式第3号の日付及び番号  
を記載してください。

令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業中止届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け6 諫建築リ第 ■■■ 号により補助金の交付決定通知がありました  
住宅性能向上リフォーム工事を中止したいので、諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業費補助金交付規  
程第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 交付決定通知

|         |             |        |         |
|---------|-------------|--------|---------|
| 交付決定年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | 交付決定番号 | 第 ■■■ 号 |
| 交付決定額   | 100,000 円   |        |         |

2. 中止の理由

例) 工事資金の準備ができなくなったため

令和〇〇年〇〇月〇〇日

諫早市長 様

(申請者) 〒 854-0000  
 住 所 諫早市東小路町〇-〇〇  
 フリガナ イサハヤ タロウ  
 氏 名 諫早 太郎  
 電話番号 0957 - 〇〇 - 〇〇〇〇

様式第3号の日付及び番号を記載してください。

令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業完了実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け6諫建築リ第■■■号により補助金の交付決定通知のありました住宅性能向上リフォーム工事が完了しましたので、諫早市補助金等交付規則第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 交付決定通知


|         |             |        |       |
|---------|-------------|--------|-------|
| 交付決定年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | 交付決定番号 | 第■■■号 |
| 交付決定額   | 100,000 円   |        |       |

2 完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請書または変更申請書に記載した施工業者と同一である必要があります。

本件の住宅性能向上リフォーム工事については、添付書類のとおり完了したことを証します。

(施工者)  
 会社名 株式会社 長崎工務店  
 代表者名 代表取締役 長崎 花子



注1) 領収書又は請求書の写しに、住宅性能向上リフォーム工事にかかる工事代金を括弧書きで明示してください。

会社名の印ではなく、代表者の印であること。

令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業補助金確定通知書

住所 諫早市東小路町〇-〇〇

氏名 諫早 太郎

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け6 諫建築リ第■■■号で交付決定した令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業補助金については、諫早市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

諫早市長

印



記

1 交付決定額 100,000 円

2 交付確定額 100,000 円

|   |      |          |             |
|---|------|----------|-------------|
| [ | 【内訳】 | 性能向上改修   | : 100,000 円 |
|   |      | 下水道接続    | : 0 円       |
|   |      | 宅配ボックス設置 | : 0 円       |
| ] |      |          |             |

..... 諫 早 太 郎 ..... 様

諫早市長

印



## 令和6年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業不適合通知書

次の住宅に関して、諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業費補助金交付規程の規定に適合していないため、規則第16条の規定により通知します。

## 1 既交付決定通知

|         |             |        |         |
|---------|-------------|--------|---------|
| 交付決定年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | 交付決定番号 | 第 ■■■ 号 |
| 交付決定額   | 100,000 円   |        |         |

## 2 施工業者

|     |             |     |                        |
|-----|-------------|-----|------------------------|
| 会社名 | 株式会社 長崎工務店  | 所在地 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇<br>諫早市〇〇町1-2 |
| 代表者 | 代表取締役 長崎 花子 | 電話  | 0957-〇〇-〇〇〇〇           |
| 担当者 | 長崎 次郎       | FAX | 0957-〇〇-〇〇〇〇           |

## 3 工事予定期間

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 工事予定期間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
|--------|---------------------------|

## 4 不適合の内容

|                                                               |
|---------------------------------------------------------------|
| <p>例)</p> <p>申請があったユニットバスは、バリアフリーに配慮したものとする補助の要件を満たしていない。</p> |
|---------------------------------------------------------------|

令和 6 年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業費補助金交付請求書

様式第 8 号の日付及び番号  
を記載してください。

一金 100,000 円

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け 6

諫建築リ第 ■■■ 号で額の確定の通知があった令和 6 年度諫早市住宅性能向上リフレッシュ事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、諫早市補助金等交付規則第 17 条の規定により請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

諫早市長 様

請求書には、押印してください。  
※認印で可。

(請求者)

住所 諫早市東小路町〇-〇〇

氏名 諫早 太郎



振込先

|                 |                         |                               |  |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|--|
| ○× <u>銀行</u> 金庫 |                         | ▲▲▲ 本店 <u>支店</u>              |  |
| ■普通 □当座         | 口座番号<br><u>11111111</u> | 名義人 (カタカナ)<br><u>イサハヤ タロウ</u> |  |